

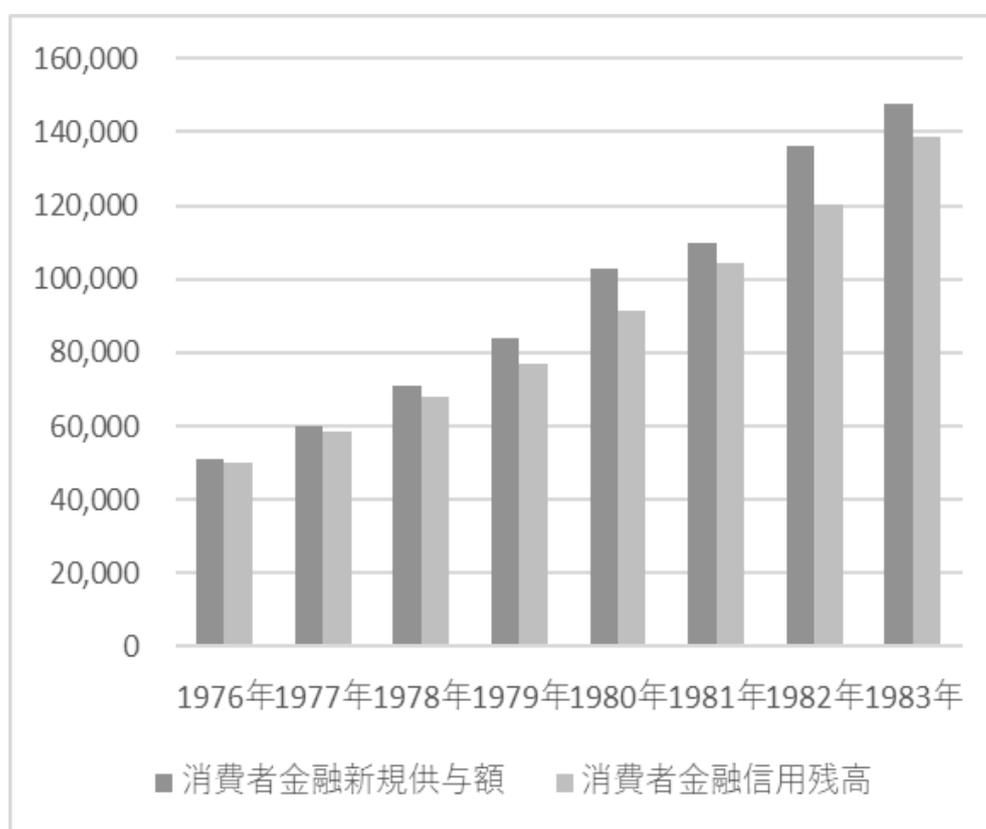
## 第2節 初期の岩手県信用生協

### 2-1 設立初期（1970年代）

**1970年代の庶民金融** 本節は岩手県信用生協の設立後の約20年間、1970～1980年代を扱う。「初期」と一括りにするには、20年間はやや長すぎる感もあり、もう少し細かな時代区分が理想的ではあるが、1990年以前の岩手県信用生協に関する資料がほとんど残されておらず、一握りの関係者の記憶に頼らざるを得ないため、歴史の長さに対して、本書で記述できる内容がどうしても限られてしまうのである。時代区分の適切性如何は読者諸賢の批判を待つこととし、現在分かっている範囲で岩手県信用生協の歩みと、その時代背景を記しておきたい。

前節では1960年代に販売信用・消費者金融が誕生したことに触れたが、1970年代になると質屋が急速に衰退した反面、消費者金融会社が数の面でも業績の面でも急速に伸び、これと相前後して銀行、銀行系クレジット会社、信販会社などが消費者ローンに力を注ぐよう

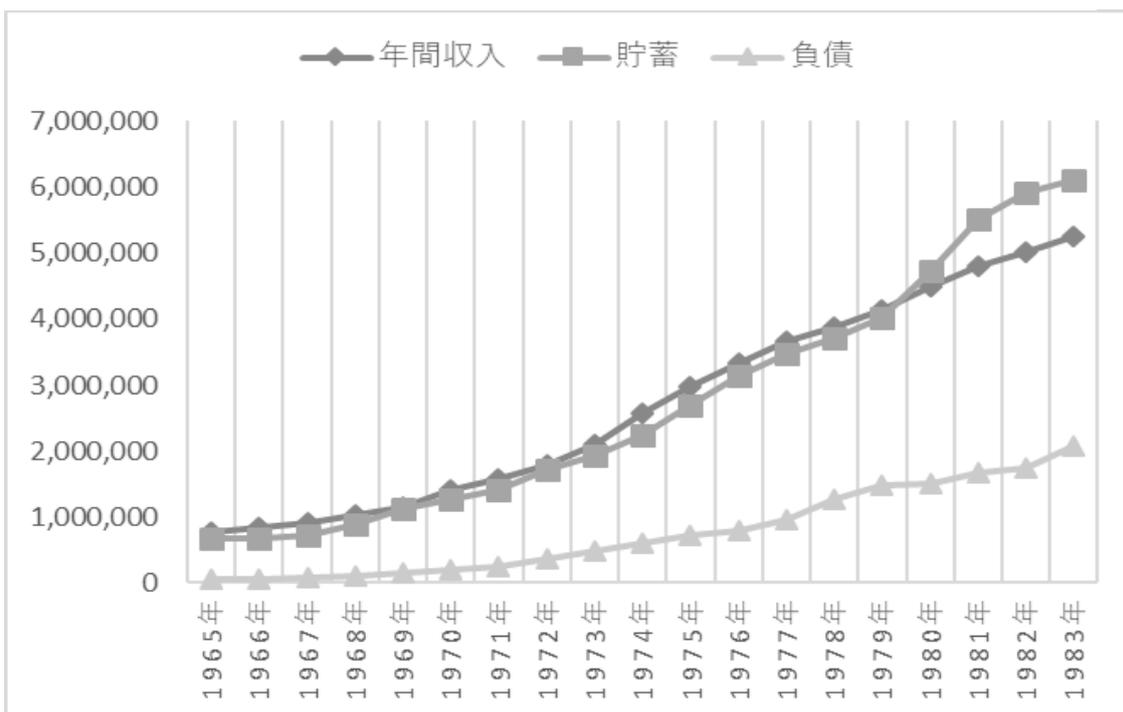
図1 消費者金融新規供与額・消費者金融信用残高（単位：億円）



出典：日本クレジット産業協会『日本の消費者信用統計』

になった（山村 2011：363）。1970年に丸糸（後のアコム）は既存の優良顧客向けに初めてカードローンと現金自動貸付機を開発した。また1972年には銀行が消費者金融に参入し、銀行による無担保・無保証・使途自由のパーソナルローンや、CD（キャッシュ・ディスプレイ）カードで自由に借り入れができるカード会社保証ローンなどが登場した（前田 2011a：149）。そのため1970年代はカードキャッシングの利用が徐々に広まり、各銀行はそれぞれ独自のカードローンを開発していった（前田 2011b：189）。1973年の第一次オイルショックで高度経済成長が終焉を迎えた後も、余暇時間の増大に伴ってモノ以外のサービスに消費が向かう傾向が強まり、また低成長期に生活費の補てん・家計維持の必要もあって、消費者金融市場は急成長を続けた（西田 2011a：227）。資金業届出業者数は1970年代初頭から急増し、1973年から1978年まで毎年1万件、ピークの1977年には1.7万件の新規開業届が提出されたという。届出業者数は1971年末の9.7万件から1981年の20万件に倍増した（山村 2011：364）。消費者金融新規供与額と信用残高は年々増加しており（図1）、1世帯当たりの負債現在高も増加し続けた（図2）。

図2 収入・貯蓄・負債1世帯当たり現在高（勤労者世帯）（単位：円）



出典：総務庁『貯蓄動向調査報告』

**サラ金禍** この消費者金融市場の急拡大に伴い、1970年代後半以降に顕在化したのが「サラ金禍」問題であった。1978年に全国サラ金問題対策協議会（後年、全国クレジット・サラ金問題対策協議会に改称）が設立され、朝日新聞が計80回にわたる「サラ金問題」特集を連載して、「サラ金」の高金利や暴力的な取り立てを厳しく追及した。朝日新聞1978年6月27日朝刊の特集記事「激増するサラ金悲劇」には、「サラ金をめぐる悲劇が全国で多発

している。朝日新聞社の調べによると、ことしに入り二十六日までにサラ金が直接間接の原因となつての自殺、心中事件が全国で七十九件発生、九十一人死んでいることがわかった」とあり、紙面にはまだ「多重債務」という言葉は登場していないが、全国各地で借金を苦にした自殺や心中、窃盗などの事件・事故が続発していることを詳報して告発した。

そのため、1977年以降、武富士や丸糸、プロミストラストなど一部の大手消費者金融会社が、出資法上限に近い102.2%から40～50%台に上限金利を引き下げて高金利批判に対応した（西田2011a：240）が、金利引き下げだけでは事は収まらず、1978年3月に大蔵省は貸金業への融資自粛を金融機関に申し入れ、都市銀行は消費者金融会社への融資を一斉に一転消極的になった（西田2011a：247）。

このように1970年代を通じて消費者金融の市場が急拡大するなか、1978年には「サラ金禍」が社会問題として認識されつつあったが、岩手県信用生協の設立初期は消費者金融の市場拡大の時期にあっていた。

**初期の貸付事業** 岩手県信用生協が事業を始めるにあたってまず参考にしたのが宮崎県の信用生協だった。宮崎県の信用生協の専務理事であった五反田氏を盛岡に招き、勉強会を開いて、貸付ノウハウや事業マニュアル、資金融通システムを学んで取り入れた（横沢善夫氏聞き取り2019.8.30）。

岩手県信用生協は1969年11月1日に業務開始後、初年度は11月から翌1970年3月までの5カ月間で、計192件・3573万円（1件平均約18.6万円）の貸付実績を上げた（「第1回総会議案書」）。このうち有価証券担保貸付が107件・2120万円、不動産担保貸付が22件・1084件で、有担保貸付は貸付額全体の約9割を占めていた。その後も1970年代を通じて有担保貸付や団体保証貸付が新規貸付額の大半を占める構造が続き、無担保貸付は極めてわずかな金額・割合にとどまったが、これは1989年に消費者救済資金貸付制度が始まって以降現在に至る構造とは根本的に異なっていたといえる。

最初は貸付の種類が極めて限られていたが、その後「厚生貸付」（1974年）、「オートローン」（1977年）、「火災共済契約者貸付」（1977年）、「有価証券貸付」（1978年）、「土地割賦」（1979年）、「動産担保貸付金」（1981年）と、種類が年々増えていった。年によっても差はあるが、不動産担保貸付は1件当たりの貸付額が300～400万円程度と大きく、団体保証貸付は4～5万円と小さい。ただ、無担保貸付でも1件平均30～60万円程度が貸し出されていた。

鹿野英良氏によれば、「信用生協がどこにどの程度貸し出していたかはあまりよく分からないが、大きく貸している部分もあった。1000～2000万円という単位で中小企業経営者に貸したこともある」（聞き取り2019.11.1）。中小企業経営者への事業資金融資は1970年代前半に起きたようだが、これは岩手県信用生協の本来の事業目的から逸脱するものであった。1974（昭和49）年度通常総会議案書には「高額貸付」の貸倒による多額の欠損金が計上され、事業計画には「貸付業務の内容を労働福祉系統団体からの還元運用金にふさわしいものとするため、共済事業加入組合員並びに生協組合員等福祉団体厚生貸付を重点とした

業務を行います」とされた。この時に負った累損がようやく解消したのは1978年3月末のことであった。

岩手県信用生協の設立初期（1970年3月～1979年1月）に職員として勤めた中川由美子氏の回想によれば、平均的な貸付額は1件当たり10～20万円で、この金額は借り手の1か月の給料の範囲内という程度であったという（中川由美子氏聞き取り 2020.2.26）。

**金利と返済** この時期の貸付金利は、総会議案書によれば極めて低い水準であった。1975年の事業計画によれば、無担保貸付は年利12%、福祉団体役員厚生貸付は8%としている。その後も毎年、8～12%の範囲内で金利を設定している。横沢善夫氏は、設立当初の岩手県信用生協の貸付事業について「信用生協は、この当時から利息制限法を超えた29.2%程度でサラ金（サラリーマン金融）が台頭する前の一般高利貸しと同じ金融形態で貸付を行っていました。従って、私からすれば言ってることとやっていることがあまりにも異なる団体だなどの印象がありました」と書いており、また「（横沢氏が信用生協に来た）時に、信用生協も高利貸しと全く同じことをしていることに気づいた。29.2%で貸していた」（聞き取り 2019.8.30）と述べているが、総会議案書・総代会議案書を見る限りでは、利息制限法をはるかに下回る低金利で貸しており、横沢氏の言に根拠を見出すことができない。

返済は、基本的に毎月返済で10回払（1回当たり約1万円）だが、返済困難な人には毎回の返済額を3000～5000円に減額したり、返済期間を延長したりして柔軟に対応していたとのことである。総会議案書には、延滞や貸倒の具体的な数値は記されておらず、総会の監査報告書には「貸付金の収納状況は概ね良好と認めますが、金利部分で長期に亘る未収が一部見受けられますので回収の成否について検討を行い、何等かの整理が必要と思われます」（『昭和52年度通常総代会議案書』）、「貸付金の収納状況は概ね良好と認めますが、一部貸倒損失として処理されたものについて、貸付金の保証団体と協議の上、その回収に努力されるよう要請します」（『昭和54年度通常総代会議案書』）と書かれている程度である。中川氏の記憶によれば、延滞は全体の件数の2割程度あったが、貸し倒れ償却はほとんど記憶にないという（聞き取り 2020.2.26）。延滞はあったものの、だいたいは返済されたとのことである。横沢善夫氏によれば、横沢氏が岩手県信用生協に出向した1979年時点で「約2億円の貸付債権で、うち1億円（50%）が不良債権だった」と証言しているが、1979年時点の期末残高は7729万円に過ぎず、期末残高が2億円を超えたのは1981年になってからである。総代会議案書には延滞率・貸倒率が掲載されていないが、この時期順調に黒字を積み上げていたことをみると、50%が不良債権で「信用生協は倒産状態」だったという横沢氏の説とはかなりの乖離がある。

**貸付事業の顧客層** 前節でみたように、岩手県信用生協は中小企業労働者や未組織労働者への生活資金貸付を目的に設立されたが、実際にはどのような人を顧客としていたのか。中川氏の回想によれば、顧客には「一般の消費者、労金とか農協、銀行が相手にしない、専業主婦層もかなりいた」。また、労働金庫に比べて申し込みの書類が少なく簡便だとの理由で、信用生協を選ぶ顧客も少なからずいた。顧客の属性はどのような人だったのか、ほんと

うに労働金庫や銀行から相手にされなかったのか、「相手にしない」というのは具体的にどういうことだったのか（条件が合わないなど）、今となっては検証しようがない。ただ、中川氏が勤めていた時期は、関係のあった労働組合などを通じた広報しかしておらず、地理的にも盛岡市内に限られていた（貸付希望者の自宅に、現況確認に行ったため）。したがって、大勢の消費者を対象に大々的な事業展開をしたのではなかったようだ。

また、中川氏が勤めていた時期の後半は、一般的には「サラ金禍」問題が次第に取りざたされるようになったが、顧客が他の消費者金融から既にいくつも借り入れていたとか、借金返済のために借りに来たとか、返済督促の際に他の消費者金融と鉢合わせをしたとか、そういったサラ金被害や多重債務を思わせるような借入の申し込みはなかったという。後述のように、中川氏の退職後に岩手県信用生協はサラ金被害者の救済に大きく舵を切ることになるが、中川氏は在職中にサラ金被害の問題が強く印象に残ることはなかった。

ただこの時期、岩手県信用生協としてサラ金被害問題に全く無自覚であったわけではない。1978（昭和53）年度事業計画には、宮崎・鳥取・石川の各信用生協に視察調査に行く計画を立てており、その目的を「昨今社会問題化しているサラリーローンとの対応や年金被保険者住宅貸付制度などを中心に資料調査を行い、本組合としての政策検討課題として研究を進めたい」と述べており、翌1979（昭和54）年度事業計画にも同様に「先進地信用生協の業務視察を行い、業務全般の見直しと将来的な政策課題の検討を行います」と記している。実際に視察調査をしたのか、その結果業務の見直しや政策課題の検討に至ったのかは述べられておらず不明だが、少なくとも理事が問題意識を持っていたことはうかがえる。

**労済を頂点とするグループ** 組織運営に目を転じると、岩手労済を頂点とする労働者生協や関連団体のグループ経営があり、岩手県信用生協はそのグループの一員として存続していた。宮崎や石川など他県の信用生協が労働金庫に強く依存していたのに対し、岩手の場合に限っては労働金庫と信用生協の間につながりはなく、岩手労金は岩手県信用生協を「商売敵」と見ていたという（横沢善夫氏聞き取り 2019.8.30；鹿野英良氏聞き取り 2019.11.1）。後に消費者救済資金貸付制度（通称「スイッチローン」）が始まってから岩手労金（現在の東北労金）もようやくこの制度に参画したが、今日では制度の運用の幹事的役割を担っている。

岩手県信用生協は設立初期の頃、岩手労済や岩手県民共済会、労務協会、日ソ友好協会などと事務所の建物を共有しており、岩手労済や岩手県民共済会とは理事・監事も重なっていた（中川由美子氏聞き取り 2020.2.26）。特に1976年は盛岡市大沢川原の岩手労働福祉会館に事務所を置いていたが、この会館には総評系と同盟系の労働組合、労働金庫、労済が入居していたという（横沢善夫氏聞き取り 2019.8.30）。

職員はふだん、各々の組織の業務をしても、他の組織の業務を手伝ったり、全員で組合員拡大に回ったり、あるいは職員どうしの交流も盛んで宴会や慰安旅行もしていた。こうしたグループ経営を中川氏は一種の「団子状態」と表現する。渡辺長福氏がこれら諸団体の理事長を務め、蕪沢元一氏が専務理事として現場一切を取り仕切って決裁するという状況

だった。

**岩手県民共済会** 財団法人岩手県民共済会（後に一般財団法人ハピネス共済会）とは、岩手労済が1968年11月に300万円の基本財産を拠出して法人設立許可を申請し、1969年2月に岩手県から許可を得て設立した労働者福祉事業団体であり、設立当初は満期返戻式火災共済の「県民火災共済」事業を行っていた。この火災共済はもともと岩手労済がやっていたが、全国の地域労済が統合して全労済を結成するにあたり、岩手労済は独自事業である火災共済を切り離して、他団体に継承させることにした。ただ、切り離すとはいっても、設立当初の岩手県民共済会には職員はおらず、岩手労済の職員が岩手県民共済会の業務を兼務していた。岩手県民共済会の事業規模が大きくなり、県民共済会館に移転するとともに、プロパーの職員を初めて雇用した。火災共済の継承先として作られた岩手県民共済会は、その後も独自の保険商品として交通災害共済、奨学資金制度、医療扶助共済などを開発するとともに、ホテル事業や家庭医薬品の配置販売業など事業の多角化も進めた。ハピネス共済会は現在、医療共済とビジネスホテル・賃貸住宅などの2部門で事業を続けている。

ところで、「岩手県民共済」（岩手県民共済生活協同組合）は、「岩手県民共済会」とは全く別組織であり、1984年2月に生協として設立され、現在は生命共済、火災共済、傷害保障型共済を扱っている。全国生協連の傘下にある都道府県共済の一つである。

岩手県民共済会と岩手県信用生協の理事・監事一覧（『共済会 信用生協 20年のあゆみ』）を見ると、両組織の理事・監事全員が完全に重なっているというわけではないが、たしかに重なっているケースが多い。特に設立から1974～1976年頃までの理事・監事は、岩手労済および岩手県民共済会の理事・監事の肩書を持った人物で占められていた。また1971年度は、岩手県民共済会と岩手県信用生協の決算書が『岩手労済第12回通常総代会 附属団体決算資料』としてまとめて1冊になっており、岩手県信用生協は岩手労済の「附属団体」扱いとされていたことがうかがえる。

この時期の岩手県信用生協は、経営的に自立するだけの財源も収益もなかった。自己資金たる出資金はわずかしかなかく、貸付の原資は「短期貸付金」として岩手県民共済会から借り入れていた。岩手県民共済会にとっては、運営していた満期返戻式火災共済の掛金の資金運用先の一つが岩手県信用生協であり、岩手県信用生協から年3～4%の金利収益を上げていた（鹿野英良氏聞き取り2019.11.1）。1975年3月に「満期火災共済契約者貸付制度」が始まり、火災共済と貸付がセットになった。

**事務所の移転** 1970年代～1980年代には、岩手県信用生協は計3回、事務所を移転している（1回目は1976年2月に菜園から大沢川原の岩手労働福祉会館へ、2回目は1976年7月に大沢川原から南大通の岩手県民共済会館へ、3回目は1981年に南大通から山王町の山王ハイツへ）が、岩手県民共済会の移転にくっついて一緒に移転した（ただし、菜園から大沢川原に移転した時期は、県民共済会が1972年12月で岩手県信用生協が1976年2月と、約3年間のずれがある）。

岩手県民共済会との同居は、岩手県信用生協が1995年に自社ビルを建設するまで26年

にわたって続いた。

ところで、岩手県信用生協の理事・監事が岩手労済・岩手県民共済会関係者で占められていた時期は、1970年代後半に変わり始める。理事長の渡辺長福氏、副理事長の四戸好美氏、専務理事の菰沢元一氏は留任を続けたが、それ以外の理事・監事は労働組合幹部に切り替わっていった。岩手県労連や同盟といった上部団体をはじめ、全農林や全通、全専売、国労、全電通といった国家公務員の労働組合、岩手県職労や宮古市職組といった地方公務員の労働組合、全日通や岩手ハイヤー・タクシー労組（岩手ハイタク）といった民間の労働組合、さらに生協からも、それぞれ理事が送り込まれるようになった。この後、労働組合は個別に変遷があるものの、1990年代半ばまでは労働組合および生協から派遣された理事が1990年代半ばまで大半を占めることとなる。労働組合幹部が、労働金庫や労済、労働者生協などの労働者福祉事業団体の理事・監事として派遣され、経営の意思決定に関わるというガバナンス形態はこの時期に固まったと考えられる。

**1960—1970年代の生協運動** さて、1960～1970年代の生協の歴史の流れに岩手県信用生協の状況を置いてみると、大きな変化の潮目にあつたといえる。1950年代に族生した地域勤労者生協の多くは、灘神戸生協や鶴岡生協など一部の例外を除けば、1960年代初めまでには“流通革命”によるスーパーマーケットのブームに押されて経営不振になり、岩手県でも盛岡地区勤労者生協が解散した（『現代日本生協運動史 上巻』242ページ）。そのため生協の全国組織である日本生活協同組合連合会（略称は日協連、1971年以降の略称は日生協）は1960年代以降、経営不振に陥った地域勤労者生協の対策に乗り出した。1960年代後半における勤労者生協から市民生協への変革は、(1)炭鉱生協を中心とする職域生協の地域化と(2)大学生協が支援した全国主要都市の地域生協の設立を経緯として起きたと言われているが（野村1986：37）、他方で1960年代半ば以降、大学生協が新たな地域生協の設立を支援する活動を始め、同志社大学生協が京都で洛北生協の設立を、また北海道大学生協が札幌で札幌市民生協の設立を、また東京大学生協が氷川下生協の設立を支援した。盛岡では、岩手大学生協の支援により1969年10月に盛岡市民生協が設立されたが、盛岡市民生協は1969年2月に380人の主婦によって結成された「盛岡安く牛乳を飲む会」が発端となった（『現代日本生協運動史 上巻』294—299ページ）。1970年代に入ると、消費者運動を母体とした“市民生協”が台頭し、岩手県内では盛岡市を拠点として盛岡市民生協と岩手県民生協がそれぞれ規模を拡大していった。したがって1960～1970年代は、勤労者生協から消費者生協への変わり目の時期であったが、岩手県信用生協は勤労者生協グループの一員である一方、消費者生協とのつながりはほとんどなかった。

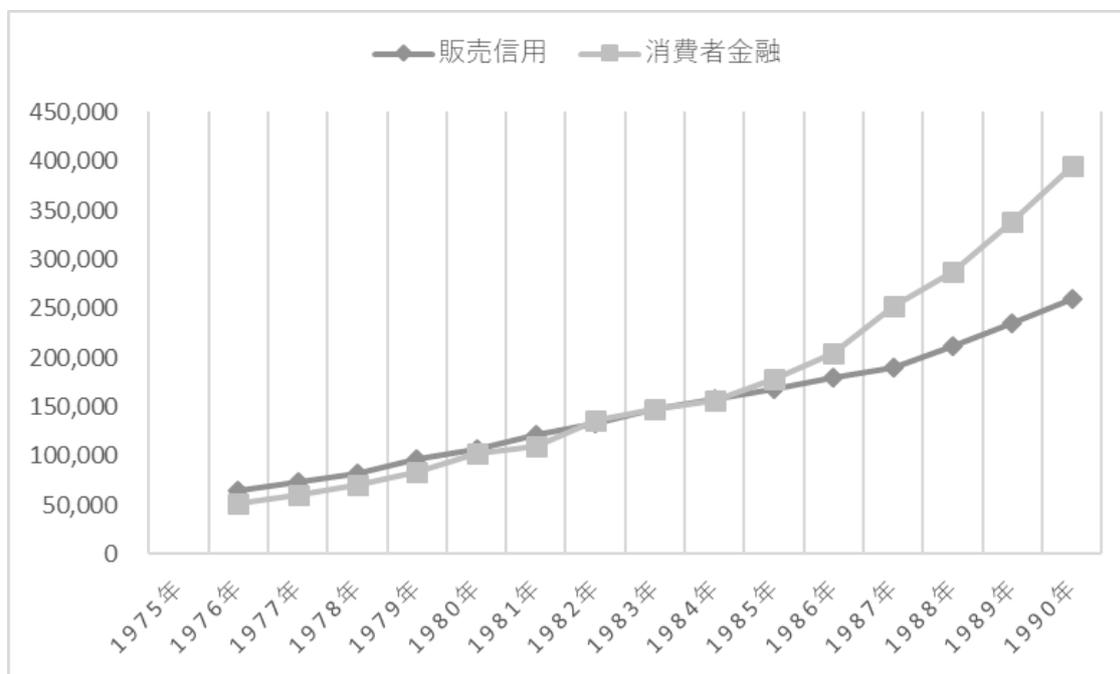
勤労者生協のグループでは、労働者福祉事業の一環として住宅生協が1960年代に全国各地で設立された（『現代日本生協運動史 上巻』310ページ）。岩手県でも「岩手県労働者住宅生活協同組合」が1966年に設立され、ピーク時の受託事業実績は1972—1981年の843件であったが、2001年に事業停止した（長谷川2002）。住宅生協のほかにも、岩手県学校生協や盛岡医療生協、岩手県庁生協など、多種類の生協が属性していた。その他、岩手労済

や社会党系労働組合の支援により盛岡市に岩手県民生協が設立されたのをはじめ、労信販生協や岩手鉱業所生協、岩手県交通生協などもあった（岩手県信用生協元専務理事上田正氏聞き取り 2020.2.26）。社会党系労働組合の影響下で、岩手労済を中心とする勤労者生協グループが成長していたことがわかる。なお、その後県内のほとんどの勤労者生協は事業停止や解散に至った。岩手県民生協は1990年に盛岡市民生協、北上市民生協、けせん生協、岩手県学校生協（宮古地域）との合併に参加しいわて生協が誕生した。

## 2-2 サラ金問題の深刻化（1980年代）

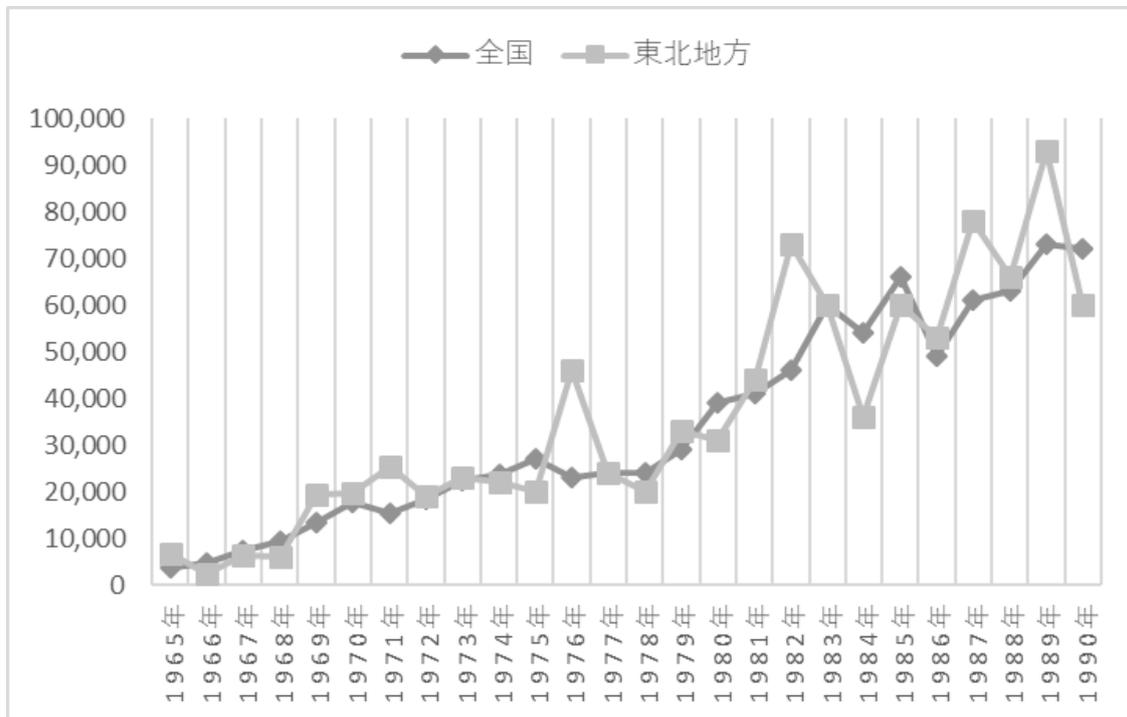
**消費者信用の拡大** 1979年の第二次オイルショックで1970年代末から1980年代前半にかけて日本は不況に見舞われたが、消費支出は伸び続け、これに伴いクレジットカード市場も順調に拡大し続けた（図3・図4）。1980年代に入ると消費者金融会社や信販会社の大手がCDやATMを本格的に設置するようになり、小口の金融取引を夜間・休日に受け付けるようになった（前田2011a：150）。また銀行は、銀行法の改正によりクレジットカードを自ら発行できるようになったため、1983年に初めて銀行のクレジットカードが発行された（前田2011b：190）。

図3 新規信用供与額（単位：億円）



出典：総務庁『貯蓄動向調査報告』

図4 月賦・年賦の1世帯当たり現在高（全国／東北地方）（単位：円）



出典：日本クレジット産業協会『日本の消費者信用統計』

1970年代から1980年代にかけて貸金業届出業者数が急増したが、消費者金融市場が急成長するに伴い、サラ金問題をめぐる社会的批判も高まった。

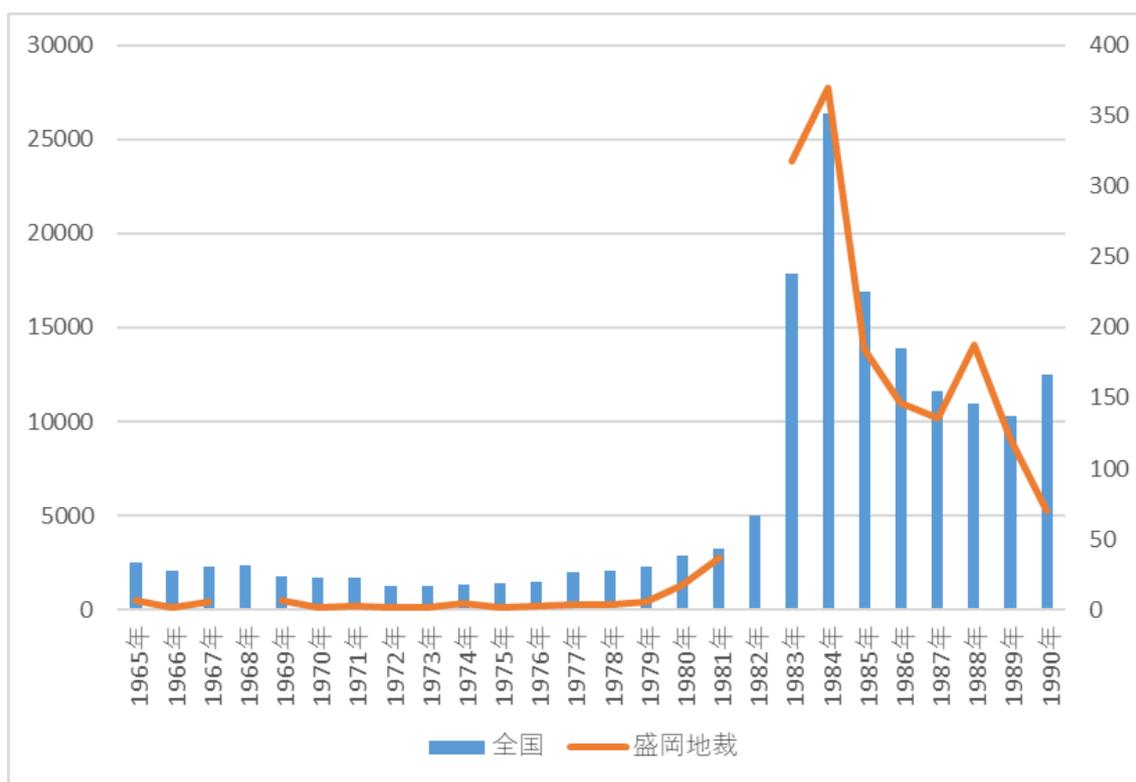
岩手県内でもサラ金被害が顕著になりつつあった。1983年の岩手日報記事「サラ金禍、児童・生徒にも 県内で26人、蒸発道連れ」（1983.11.18）は、消費者金融会社の過酷な借金取り立てから逃れるため、親子とも蒸発した例が岩手県内で小中学生あわせて26名、親が蒸発したのは小中学生あわせて83名いたと報じている。この時期は、借金に苦しんでも身近に相談できる機関や頼れる先がなく、取り立てから逃れるために夜逃げ（蒸発）せざるを得なかったということだろう。

**貸金業規制** 1983年に4月に貸金業規制二法（「貸金業の規制等に関する法律」と「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律を一部改正する法律」、通称は貸金業規制法と改正出資法）が成立した。また、同年6月に大蔵省は「金融機関のいわゆるサラリーマン金融向け融資について」という銀行局長通達を発し、全銀協に消費者金融会社への融資自粛を再度要請した。1983年の貸金業規制二法により貸金業者の業務規制や上限金利の引き下げ（年利109.5%から40.004%へ）が導入された（金利の引き下げは段階的に行われ、40.004%は1991年に実施）。こうした貸金業規制の本格化は、多重債務問題とそれに伴う自己破産が多発したことが一つの契機となった。破産件数（地方裁判所の新受件数）は1980年まで年間1000～2000件台で推移していたが、1981年以降急増し、1983年には1.7万件

以上となった。盛岡地裁においても1983年に急増し(図5)、この変化がいかほど急激なものだったかを物語っている。もっとも、破産の急増の要因は消費者金融だけではなく、オイルショックと「減量経営」による120万人以上の失業、国内消費支出の伸び悩みや実質賃金ダウンといった、1970年代末から1980年代初めにかけての経済状況が大きく影響していたといえよう。

1983年の貸金業規制二法により消費者金融会社が「冬の時代」を迎えて厳しい経営再構築を迫られていた(西田2011a:261)のを尻目に、1980年代は相互銀行、信用金庫、都市銀行が消費者ローンの拡大に力を入れ、無担保小口金融の消費者金融会社とは対照的に、住宅ローンなどの不動産担保ローンを中心に積極的に拡販した(西田2011b:326)。そのため消費者信用の新規信用供与額も信用残高も、1980年代を通じて大きく伸び続けた。しかし、バブル経済が崩壊するまでは、多重債務問題が解決すべき社会問題として深刻に受け止められることなく推移した。

図5 破産 地裁新受件数 (左軸：全国／右軸：盛岡地裁、単位：件)



注：1982年の盛岡地裁の件数は資料がなく不明。

出典：『司法統計年報』

**サラ金被害者救済への転換** 岩手県信用生協は1980年代に入り、大きな方向転換を経験した。それは一言で言えばサラ金被害者救済への転換である。

1979年1月に中川氏が退職したのと入れ替えに、岩手県民共済会職員であった横沢善夫

氏が岩手県信用生協に出向した。横沢氏は、債務者宅に取り立てに行った際に、複数の消費者金融会社の取り立て屋と鉢合わせになり、「サラ金と同じ土俵で」貸すことの限界を悟った。その当時は貸金業規制二法ができる前だったので、多くの消費者金融会社は出資法上限（109.5%）ギリギリの高金利で貸していた。横沢氏は、利息制限法の上限金利の存在に着目し、連携できる弁護士を探して、債務を圧縮し、低金利で借り換えをすることを考案した。

宮崎・鳥取・石川の各信用生協に視察調査に行く計画が、事業計画に記されたのは1977～1980年度の総代会議案書であったが、横沢氏によれば岩手県信用生協に出向した直後の1980年頃に「全国信用生協事業連絡会」を発足させ、各地の信用生協の関係者を一堂に集めて会議を開いたという。この会議において横沢氏は、他県の信用生協が不良債権を抱えている実態を知るとともに、石川県信用生協が石川県との提携による「庶民貸付制度」があることを学んだ（横沢氏聞き取り 2019.8.30）。

横沢氏によれば、石川県信用生協の「庶民貸付制度」は庶民金融の円滑のための制度であり、返済に苦しむ債務者を救済するための制度ではなかったが、横沢氏が着目したのは、石川県が北国銀行に公金を預託し、等倍で北国銀行が石川県信用生協に協調融資するという、等倍協調融資の預託金の仕組みであった。「庶民貸付制度」は弁護士会との連携やカウンセリングなどはなかったが、後に宮古市で起きた山子金融事件（詳しくは後述）の処理の際に横沢氏がこの預託金制度を思い出したという。山子金融事件で導入された預託金制度が、その後の消費者救済資金制度（スイッチローン）に受け継がれて現在に至っていることを想起すれば、1980年代初頭の信用生協間の交流が大きな意味を持っていたことがわかる。

他県の信用生協の事業の実態については、いずれもかなり以前に解散し、資料が残っておらず不明なところが多い。1970年代の各県の信用生協は、サラ金に悩む労働者を救うところに照準が据えられており、多くは地方自治体のサラ金対策と結びあっている（三十年史編纂委員会 1981：250－251）との指摘があり、債務者の救済を行っていたのかもしれない。しかし各地の信用生協の関係者を集めて交流した横沢氏によれば、他県の信用生協は「サラ金と同じ土俵で貸付を行った」ため「不良債権者、破産予備軍者をいたずらに排出する」こととなり、その結果「どんどん不良債権を抱えて、解散、閉鎖に追い込まれ」ることになったという。横沢氏はその状況を踏まえて、「サラ金と同じ土俵で貸付を行う」のではなく、債務者を救済しながら貸付を行うことに独自の活路を見出していった。

**弁護士会との連携** 横沢氏が着目したのは、クレサラ被害者の会における民主商工会議所（民商）の救済活動であった。民商は債務者をかくまって事情を聴いた後、連携する弁護士が受任して貸金業者と債務整理の交渉をしたり、裁判で調停に持ち込んだりしていた。横沢氏によれば、弁護士と連携した任意整理の解決法は、民商がその原型を築いたという（聞き取り 2019.8.30）。

そこで、債務者救済のために連携できる弁護士を探し始めたが、その時に横沢氏が出会ったのが弁護士の石橋乙秀氏だった。石橋氏は中央大学を卒業後、司法修習生を経て1982年に岩手県で弁護士として着任し、3年後の1985年に独立開業した。石橋氏によれば、もと

もと労働事件を手がけるつもりだったが、“司法過疎地”の岩手県では弁護士が当時極めて少なく（盛岡市の法律事務所に着任した1982年当時は岩手県内に弁護士が32人）、しかもサラ金問題をまともに扱っている弁護士は後に日弁連消費者問題対策委員会委員長となった澤藤統一郎弁護士しかいなかった（石橋乙秀氏への聞き取り2019.6.3）。しかも年配の弁護士は対応を嫌がっていたことから、「若い自分がやるしかないということで、消費者問題に入っていった」。横沢氏は、石橋弁護士にサラ金問題への対応を依頼したところ、石橋弁護士は「いいよ、僕やるよ」と軽い感じで引き受けてくれたのだという。信用生協と石橋弁護士の出会いは、その後の多重債務者救済の枠組みを確立するうえで極めて重要であった。

信用生協と弁護士の連携はなぜ重要だったのか。信用生協にとって、債務者の相談に乗ったり、貸付をしたりすることはできても、貸金業者との債務整理の交渉や破産手続きなどは弁護士でなければ法律上できない。債務者の抱えている既存の債務を、低金利の債務一本にまとめて借り換えするという、いわゆる「おまとめローン」であれば弁護士がいなくても可能であるが、金利を下げただけでは返済しきれない場合は、任意整理や調停、破産などの法的整理が必要であり、弁護士との連携プレーが欠かせないためである。

前述のように1980年代初頭は、世論でもサラ金批判が強まり、1983年の貸金業規制二法成立に至ったことから、信用生協が弁護士と連携しながら消費者金融の債務者救済に乗り出す好機が到来していた。貸金業規制二法の成立後、1983年から4年間にわたって横沢氏と石橋弁護士は岩手県沿岸部で弁護士の常駐していない全市を回り、講演会と相談会を続けた（石橋乙秀氏聞き取り2019.6.3）。自治体職員に法律の内容（特に貸金業者の登録や契約書面の作成などについて）を周知するとともに、“借主責任論”の発想を改めるよう促した。この時代、“借主責任論”は自治体職員に限らず、社会全体に広く共有されていたと思われるが、「借主の自己責任」という考え方すなわち「個人の問題」という認識から脱却して、個人責任のレベルを超えた「社会問題」として認識しない限り、債務者救済に公的機関が積極的に関わり制度を作ることは困難である。そのため意識改革のための啓発活動はある意味で法的対応に劣らず重要であったといえる。

特に岩手県で信用生協と弁護士の連携が成功したのは、一人の弁護士との連携にとどまらず、岩手弁護士会という「組織」と連携したことであった。外ならぬ石橋弁護士自身が1985年に岩手弁護士会の中に「消費者問題対策委員会」を組織して世話人となり、信用生協はこの委員会と連携して、委員会所属の弁護士が債務者救済に当たるという仕組みを作り上げた。新人の弁護士が弁護士会に入会すると、自動的にこの委員会に所属し、多重債務の案件を担当しながら学んでいく。こうした人材育成のシステムも同時に組み込んでいった。さらに石橋弁護士が岩手弁護士会会長に就任して、弁護士会内部で強力なリーダーシップを発揮しながら多重債務問題に積極的にコミットし続けた。

**理事の合意形成** 岩手県信用生協の事業報告・事業計画で債務者救済が初めて明記されたのは1983年7月の昭和58年度通常総代会議案書であった。昭和57年度の事業報告には「金融トラブルの相談に対する対応が、社会的評価を得ている」と記され、昭和58年度

の事業計画には「金融トラブルに対処するため顧問弁護士を委嘱します」「サラ金二法案の今秋 11 月施行にともない、行政機関の協力を得て講演会等を開催して、この法律の問題点について、消費者保護の立場から啓蒙活動を行います」とある。ここでいう顧問弁護士とはおそらく石橋弁護士を指しているのだろうと推測される。

事業計画の中に債務者救済が登場したということは、岩手県信用生協の理事の間に、このイシューに関する認識の共有と合意形成がなされたことを意味する。横沢氏が信用生協に出向した当初は、以下のような状況であったという。

「理事会においては、どうして自業自得のものを救済や支援しなければならないのか、そもそも返済困難な者に対して貸付して返済ができるのか、ギャンブルや浪費による相談者の対応はどうするのか、2 回目、3 回目の相談はどうするのか、経営責任が取れないので役員から下ろさせていただきたい、等々事業の根幹に関わる議論が延々と続いていたのである。」  
(横沢 2007)

信用生協の組合員の間にも同様の見方が少なくなかったことだろう。こうした「自己責任・自業自得」論と、高リスク回避論をいつ頃、どのように克服し、多重債務者救済を決断して踏み出したのだろうか。

横沢氏によれば、「自己責任・自業自得論」から積極的救済論へと理事の認識が変わった最大の契機は 1983 年の貸金業規制二法であり、また弁護士が受任することで貸金業者の取り立てを規制できるという法的要件が味方することが大きかったという（聞き取り 2019.8.30）。もっとも、法的環境の変化だけではなく、横沢氏が石橋弁護士とともに自治体回りをして実情を知り、債務者の救済が事業として成り立つという見通しを持っていたことも強力に後押しをしたと考えられる。

1983 年の貸金業規制二法を契機として消費者金融の債務者救済に舵を切った信用生協であったが、設立以来長期にわたって専務理事を務めた葦澤氏が 1983 年度の任期途中で辞任したという出来事があった。1970 年代前半、事業目的から逸脱した高額貸付で痛い教訓を得たはずの岩手県信用生協であったが、1982 年 7 月、水沢市の病院経営者に 3000 万円の事業資金を融資して貸倒になるという問題が生じた（鹿野英良氏聞き取り 2019.11.1）。専務理事の葦澤元一氏はこの事業資金融資を単独で決めた責任を問われ、辞任勧告を受けて 1983 年 1 月に辞任し、さらに自宅を処分して貸倒額を補填させられた（盛岡地裁にて 1987 年に和解成立）。1983 年 2 月に開かれた臨時総代会では、「事業目的から逸脱した貸付が見られたので、業務体制の再整備と内部牽制組織を確立されたい」との監査意見が出された。それまでは専務理事一人に実務上の決裁権限が集中していたため、ガバナンスが充分利かなかったことが関係者に認識されたといえよう。この辞任による経営トップの交替は、一つの時代の終わりをも暗示していた。

**債務者救済活動の展開** 債務者救済に舵を切った後、1982（昭和 57）年の事業計画には「サラ金対策事業として弁護士費用の建て替えを含め肩代り貸付」が盛り込まれた。1983（昭和 58）年度は「県、自治体の協力を得て盛岡市をはじめ県内 11 市で「サラ金問題学習

会」を開催し、1984（昭和 59）年度は岩手県民生活センターの後援を得て、1984 年 12 月に県内 5 会場でサラ金対策学習会を開催し、各市町村行政担当者を対象にサラ金、クレジット、訪問販売、先物取引をテーマとした。この学習会は 39 自治体から 276 名の参加があったという（昭和 60 年度通常総代会議案書）。また、注目すべきは 1984 年の時点で事業計画に預託金制度の提案を盛り込んでいることである。昭和 59 年度通常総代会議案書の事業計画には「サラ金対策の実行を昂める立場から、県、市町村に対し協力資金の助成又は低利資金の予託を要請していきます」とあり、1987 年の山子金融事件以前に少なくとも預託金制度の原初的なアイデアは出されていたといえる。

その後も、石橋弁護士や岩手県民生活センターと連携して県内各地で「契約行為と法律的問題点」や「クレジットをご存じですか」などと題した学習会を開いて啓発に努めたり、消費者金融の肩代わり融資をしたり（昭和 61 年度通常総代会議案書）と、債務者救済の活動を積極的に展開した。こうした活動が、その後の預託金制度の土壌を育ててきたことは想像に難くない。

**競合と生き残り** もっとも、1983 年を境に、従来の貸付事業が全て債務者救済のための事業に置き換えられるわけではなく、岩手県信用生協が消費者金融会社との競合関係（横沢氏の表現を借りれば「サラ金と同じ土俵」）から完全に降りたということでもなかった。むしろ、消費者金融会社との熾烈な競合のなかで生き残りを図るべく、新たな融資商品を次々と開発して顧客のつなぎ止めに努めていた。

1982 年 8 月に、宮崎信用生協をお手本として「自動車クレジット」（オートローン）を開始し、1985 年 3 月には出資協力組合員（詳しくは後述）への小口融資制度として「組合員ローン」を開始した。このローンは「ブラックス」と名付けられ、出資金額に応じた優遇貸付で、出資金集めのインセンティブとしての役割を期待されていた。さらに 1986 年 3 月には「歯科ローン」事業を、同年 12 月には「運転免許ローン」事業を、翌 1987 年 5 月には「コープカード」事業を相次いで開始した。特に 1987～1988 年度は、他の金融機関との競合を念頭に「組合員加入メリット」を訴求するため、クレジットカードのサービス充実や加盟店拡大、大手クレジットカード会社との提携、機械化、施設飲食等割引ガイド・金券の発行、組合員の消費生活アドバイスとして「ライフ支援システム」など、サービスの充実に努めた。この時期の岩手県信用生協は、サラ金問題への対処を一方で進めながらも、消費者金融会社やクレジットカード会社との激しい競争の中で、組合員（顧客）へのサービス拡充を基本に生き残りを模索していたと考えられる。

出資協力組合員とは何かについて説明した文書は残されていないが、1980 年代に入ってから岩手県信用生協は出資金の増強を積極的に進めていた。総資産のなかで岩手県民共済会からの短期借入金がほとんどを占めていた岩手県信用生協の財務状況は組織として自立しているとは言い難く、自立した組織として足腰を強くするためには自前の資金すなわち組合員からの出資金を増やすことが求められていた。信用生協は基本的に組合員（個人）からの出資金を原資として組合員に貸付を行うため、借入を申し込む者に信用生協への加入

と出資金の拠出を求めることになる。しかし生活資金に困窮して借入れを申し込む者に十分な出資金を拠出するだけの経済的余裕はなく、そのうえ返済が終了した時点でわずかばかりの出資金を引き揚げることも多い。多額の出資金を安定的にプールしておくことが信用生協の財務にとって不可欠であるが実際には難しい、ということになる。こうしたジレンマを解決するため、歴史的には前節でみたように富裕層が余裕金を拠出し、その資金を安定的に運用しながら借入れを必要とする者に低利で供給するという二階層の組合員制度が設けられてきた。岩手県信用生協の場合は、設立初期においては岩手県民共済会が安定資金を供給してきたが、そこから脱して岩手県信用生協の内部で安定資金をひねり出そうとすると、やはり事実上二階層の組合員制度を導入せざるを得ず、「出資協力組合員制度」が設けられたといえる。

出資協力組合員制度を導入した横沢氏によれば、この制度は資金に余裕のある篤志家が理念に共感してお金を出すという趣旨であり、配当も2%をつけていた。岩手県信用生協元専務理事上田正氏によれば、「基本は、生協の貸付を受ける組合員がその毎月の返済金に上乗せして1000円～2000円程度の出資金の積立をお願いしている。また、貸付を利用しなくとも信用生協を支援する目的で出資し、毎月の出資積立に参加する組合員は多い。生協法改正以前は一人で数千万円を出す組合員もいた。」(聞き取り2019.9.6)とのことである。その後、後述するように岩手県信用生協は岩手県交通労働組合互助会からの資金を受け入れ、1980年代末以降この資金が事実上安定資金の役割を果たすようになっていく。富裕層のように、信用生協から借入れる必要性の乏しい人々が理念に賛同して出資し、安定した出資金のプールを形成することが財務上きわめて重要であることを示している。

## 2-3 山子金融事件

**山子金融事件** 岩手県信用生協が本格的に多重債務者救済に乗り出していくうえで、もう一つ大きな転換点になったのが1987年の山子金融事件であった。岩手県信用生協の簡単な沿革を紹介した記事にはエポックメイキングな事件としてしばしば言及される(たとえば横沢(2002b)、上田(2007;2008;2011b;2011c)、藤澤(2009))。ただ、それらの記事にもこの事件の詳細は詳しく述べられておらず、資料も残されていない。

上田(2007;2011b;2011c)をもとに概要を整理すると以下のとおりである。

1987年、岩手県宮古市で被害者約230名、被害総額約3億円にのぼる集団名義貸し詐欺事件が発生した。この詐欺事件というのは、事業を始めるので出資してほしいという触れ込みで、高校の同窓生に出資を募り、同窓生に消費者金融から借金をさせたというもので、同窓生の若者は数百万円の借金を抱えることになった。

被害救済のために資金が必要だったが、岩手県信用生協自身の資金調達力は弱く、また当時の金融機関は債務整理には融資しなかったため、岩手県信用生協は宮古市役所と対応を協議した。その結果、宮古市役所は地元金融機関(東北銀行)に5000万円を預託し、地元

金融機関はその2倍の額(=1億円)に相当する融資枠を岩手県信用生協に与えることにした。弁護士は消費者金融会社と交渉して債務額を減額し、岩手県信用生協はその融資枠を原資に被害者に必要資金を貸付けすることで高金利の消費者金融会社からの借り換えを図った。このように自治体(宮古市)、弁護士、地元金融機関と岩手県信用生協が連携することで、多くの被害者が破産を回避し、自力での返済を可能としたことで被害を最小限にとどめることができたという。

当時は、特定調停や個人再生手続きなどの債務整理手続きは未整備であり、多額の借金を返済できない場合は、「破産か夜逃げか」の選択肢しかなかったが、貸付という新たな選択肢により迅速な解決が図られたのである。

朝日新聞の記事によれば、「宮古市周辺で20~25歳層のほぼ1割に当たる約280人の青年がサラ金やクレジット会社に100万円~700万円の借金を負わされていて」、その内訳は「サラ金が279人、負債額2億1000万円、他に自動車購入のクレジットなどで10人、約2800万円が確認された」ことから、岩手県警と宮古署が捜査を始めたとのことであった(朝日新聞「情けがアダ 青年280人がサラ金などに借金2億円 岩手」1988年3月18日朝刊)。

横沢氏によれば、前述の石川県信用生協が行っていた預託金(「庶民貸付制度」)をヒントに、宮古市役所に預託金制度を提案したとのことである。

また石橋弁護士によれば、石橋弁護士が弁護団を結成して自ら事務局長となり、泊りがけで宮古市に赴いて被害者の相談会を開いたという(聞き取り2019.6.3)。加害者は刑事事件として立件された。

岩手県信用生協の総代会議案書には、この事件の顛末がほとんど記されていない。わずかに平成元年度通常総代会議案書に「宮古市におけるサラ金被害者救済貸付の取り組み」と1行あるだけだ。岩手県信用生協の作成した年表には「1987年1月 「山子金融事件」事務局担当(宮古市、169名・約2億円)」とあるが、被害者数や被害額は後年伝えられているものと開きがある。おそらく後で追加されたのかもしれない。

この事件は後に岩手県信用生協が主に取り組んだ多重債務問題とは性格を異にするが、1980年代後半から1990年代には、いわゆる「名義貸し事件」が岩手県内で多発した。次節で述べるように、岩手県信用生協は山子金融事件の経験を活かしながら、後の名義貸し事件でも解決に中心的な役割を果たすようになる。

**互助会事業の移管** 1988年1月、岩手県交通労働組合(県交通労組と略称)の互助会の事業が岩手県信用生協に移管されるということがあり、これはその後の県交通労組と岩手県信用生協との関係を決定づける重要な出来事となった。

岩手県交通株式会社は、岩手県内の旧岩手県南バス株式会社、旧岩手中央バス株式会社、旧花巻バス株式会社の三社が合併して1976年6月に発足したバス会社であり、岩手県内の盛岡以南のほとんどの地域に路線を持つ(岩手県北部地域は、岩手県北自動車株式会社が「岩手県北バス」を運営)。これら三社は合併前から経営状態が悪く、賃金・一時金の欠配

状態が生じており、合併でコスト削減することで生き残りを図ろうとしていた（法政大学大原社会問題研究所編 1999：428）。三社の各労働組合は、経営者の経営責任を追及するとともに、県や陸運局に対して、地方交通を守る観点から「公的一元化」を要請した。しかしストライキをする労働組合への社会的な批判もあり、自治体は労使対立している企業を救済できなかった。そのため「民的一元化」として 1976 年の三社合併となったが、三社の各労組が 1980 年に合併するまでに 5 年弱かかった。

合併当時、岩手中央バス労組にいた矢神章男氏（後に岩手県交通労組の執行委員、書記長、執行委員長を歴任）によれば、旧岩手中央バス労組は三労組の合併に全面的な賛成ではなかったため、三労組は 1980 年に合併した後もすぐに全面的な組織統合に踏み切ることができず、1988 年の統合までさらに 8 年間を要した（聞き取り 2019.1.20）。

ところで矢神氏によれば旧岩手中央バス労組は内部に「互助会」を持っており、互助会を通じて労組員に資金の貸付を行っていた。労組員が給与天引きで 1 人毎月 500 円ずつ出資金を積み立て、その出資金を原資として、労働金庫の半分以下の金利で貸していたため、労組員の間には評判が良かったという。

県交通労組組合員が労働金庫を利用できないために互助会から借りざるを得ない、という状況ではなかった。県交通労組組合員は労働金庫の住宅ローンも利用していたし、耐久消費財購入資金はまず互助会で満額を借りてから、不足分を労働金庫から借りるという行動パターンも多かった。要するに金利の差で互助会のほうが得だったのである。

ちなみに労働組合やその関連団体が自ら積立金を集めて貸付をするということが 1970 年代以前にどれほど広く行われていたかはわからないが、労働金庫や労済が未発達だった 1950 年代頃はまだ、労働組合が労組員へのサービス、「共済事業」の一環として見舞金の支給や少額的生活資金の貸付を行うことが一部ではあったようである。矢神氏によれば、旧岩手中央バス労組以外に、貸付を行う労働組合の例を聞いたことはないという。なお 1960 年代以降は、企業の福利厚生の一環として社内貸付が大きなシェアを占め、1970 年前後までは銀行などの金融機関よりも社内貸付のほうが大きかった。

旧岩手中央バス労組互助会は貸付金利が低いにもかかわらず、利益を上げていた。組合役員が労組員一人一人の給与や家族構成を把握していて、どの程度まで借入れが可能かを見極め、生活が荒れている者には個別に指導していたことから、経営が悪化することはなかった。給与の遅配が始まった 1976 年以降は子どもの進学資金を貸すなど、きめ細かなフォローを行ったという（矢神章男氏聞き取り 2020.1.20）。

だが労組職員は他にも様々な業務を抱えており、互助会の業務負担は小さくなかったため、三労組の合併にあたって問題が生じた。旧岩手県南バス労組と旧花巻バス労組には互助会がなかったため、労組が合併して互助会の業務が三労組全体に広がると、労組職員の労働強化につながるということで慎重論が出てきた。

労組職員の負担軽減策として、互助会事業を外部に移管するという案が持ち上がり、移管先としてまず岩手労金が候補に挙げられたが、岩手労金は受け入れを拒否した。労金が受け入

れを拒否したのは、互助会が労働金庫の事業のスタイルとかみ合わなかったことと、岩手県交通の経営状況が芳しくないためだったと推測する。

そのため県交通労組は岩手県信用生協に互助会事業の移管を要請した。この時期、認知度が極めて低かったであろう岩手県信用生協が事業の移管先となったのだろうか。事業を移管するにあたって、県交通労組内では「大丈夫なのか」との不安があったという。なぜ信用生協を移管先に選んだのかを知るうえで手掛かりになるのは、県交通労組と岩手県信用生協をつないだ人物の存在である。

互助会を移管した当時、旧岩手中央バス労組の執行委員長であった四戸好美氏が中心となって、岩手県信用生協に移管を要請して実現した。四戸氏は、労組委員長であっただけでなく、岩手労済の副理事長や県民共済会の理事も長く務めていた。また岩手県信用生協の設立時から1991年5月まで岩手県信用生協の理事を続けた（設立時から1972年3月までは岩手県信用生協副理事長）。そのため、四戸氏は岩手県信用生協の経営実態を詳しく知る立場にあり、県交通労組と岩手県信用生協の橋渡しをするのに最適の人物であった。

**互助会業務移管の効果** 1988年時点では、旧岩手中央バス労組の分についてのみ、互助会事業を岩手県信用生協に移管した。互助会は1人当たり月500円の出資金積み立てであったが、事業移管に際して出資金を月1000円に倍増させた。形式上は、労組員が個人として岩手県信用生協に加入し、生協に給与天引きで毎月出資金を積み立てることとした。このため1987年6月～1988年5月の1年間に、岩手県信用生協の組合員数は前年度比141%増、出資金額は442%増と急増した（表1）。

表1 組合員数・出資金額

	前期繰越	期中増	期中脱退	期末残高
組合員数	2,027	971	130	2,868
口数	47,815	172,827	9,346	211,296
金額	23,907,500	86,413,500	4,673,000	105,648,000

出典：岩手県信用生協『昭和63年度通常総代会議案書』（1988年7月）

後年、旧花巻バス労組と旧岩手県南バス労組の労組員も、岩手県信用生協に加入することを県交通労組の大会で決めたため、当時2000人弱いた労組員全員が岩手県信用生協に加入した。その後、人員削減が進んで現在は労組員数600人弱に減り、岩手県信用生協の組合員全体（約14,000人）の中で人数的にはごく一部を占めるに過ぎないが、口数ではかなり大きな割合を占めると推測される。

出資金の増強を主要な年間目標に掲げていた岩手県信用生協が、県交通労組互助会の事業を受け入れ、労組員を一括で加入させたことは、組織基盤の強化と財政の安定にとって極めて大きな効果をもたらした。一般的には借り入れの希望者が信用生協に初めて加入するが、借入の有無に拘らず組合員であり続け、出資金を積み立て続ける存在は貴重である。

後述のように、岩手県信用生協は1989年の消費者救済資金貸付制度開始以降、多重債務者救済で社会的評価を高め成長を遂げたが、それ以前に組織基盤の強化と財政の安定を図れたことで組織の持続可能性を確保できたといえよう。

他方、県交通労組互助会の業務移管がもたらした効果はそれにとどまらなかった。1980年代末以降、岩手県信用生協の組織運営における県交通労組の役割や影響力が次第に大きくなったのである。前述の四戸好美氏は旧岩手中央バス労組出身ではあったが、岩手労済理事ないし岩手県民共済会理事の立場で岩手県信用生協の理事を務めていた。それに対し1985年度以降は県交通労組から理事が派遣されるようになった。

岩手県信用生協の理事・監事の出身組織をみると、1970年代後半以降、大半の理事・監事は労働組合出身者であったが、その中で県交通労組が参入した1985年は最も遅い時期だった。だがその後、1990年代半ば、労組中心の理事会構成は設立趣旨である未組織労働者への対応を本格化するため、社会各層からの選任方法に改め、新たな視野が拡大された。

こうした中で、県交通労組互助会の信用生協への業務移管によって財務状況が強化された経過から県交通労組は理事会構成に参画し、組織運営面において県交通労組と岩手県信用生協の密接不可分な関係が築かれていった。

## 2-4 小括

1970年代は消費者金融が急成長し、1978年にはマスコミで「サラ金禍」問題がクローズアップされ、社会問題として認識されつつあったが、この時期は岩手県信用生協の設立初期であった。

設立初期は宮崎県信用生協に実務のノウハウを学びながら、基本的に低金利で少額の生活資金を貸す事業を始めたが、事業規模はそれほど拡大しなかった。組織運営の面では、岩手労済を頂点とする労働者生協グループの一員として、「団子状態」の中で一体的に活動しており、組織運営上も財政上も岩手県民共済会など他団体に大きく依存していた。

オイルショック後、1980年代初頭の不況下で再び消費者金融会社に対する批判が強まり、1983年に貸金業規制二法が成立したが、その後は消費者金融会社に代わって銀行が消費者金融市場に参入し、1980年代を通して信用残高を大きく伸ばした。岩手県信用生協は1970年代末から1980年代初めにかけてサラ金被害者救済への転換を徐々に図った。石橋弁護士との連携で岩手県内の自治体を回り、講演会と相談会を開いて啓発を進める一方、組織内部では理事の合意形成を図った。また、これと並行して自動車クレジットなどの融資商品を相次いで始めるとともに、出資協力組合員を募った。

1987年の集団名義貸し詐欺事件「山子金融事件」では岩手県信用生協が事務局を務めて詐欺被害者の救済に中心的な役割を果たし、石川県信用生協の先例をヒントに預託金制度を導入した。翌年の1988年には岩手県交通労組互助会の業務を受け入れたことにより、岩手県信用生協の組織基盤の強化と財政の安定に大きく寄与することとなった。